

住宅耐震改修工事をされる方・された方へ

令和3年度4月版

豊明市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱及び非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱の適用を受け住宅耐震改修をした場合、所得税額の控除及び固定資産税額の減額措置がされる場合があります。完了実績報告時に「住宅耐震改修証明申請書」を豊明市都市計画課へ提出していただきますと「住宅耐震改修証明書」を発行します。適用を受けるためには、「住宅耐震改修証明書」を税務署、豊明市税務課へそれぞれ提出してください。

※所得税額の控除、固定資産税の減額措置の両方を受けられる場合は、「住宅耐震改修証明申請書」を都市計画課へ2部提出する必要があります。

【所得税額の控除の概要】

個人が、自ら居住の用に供する昭和56年5月31日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る。）について、豊明市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱及び非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱の適用を受け住宅耐震改修をした場合に、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（※1）の10%に相当する額（ただし25万円（※2）を上限）を所得税額から控除することができます。（適用期限：令和3年12月31日）

※1. 住宅耐震改修に掛かる耐震工事の標準的な費用の額

住宅耐震改修に係る工事の種類ごとに単位あたりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その住宅耐震改修に係る工事を行った床面積等乗じて計算した金額から、補助金の額を控除した金額

※2. 住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）のうち、消費税率の引上げ後の8%または10%の税率により課されるべき消費税等が含まれていない場合は、当該上限が20万円となります。

この所得税額の特別控除は、都市計画課が証明する「住宅耐震改修証明書」等を添付して**確定申告を行った場合に限り適用するもの**とされています。

【担当】 国税局 熱田税務署 電話 052(881)1541（自動音声案内）

【固定資産税額の減額措置の概要】

豊明市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱及び非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱の適用を受け住宅耐震改修をした場合、当該住宅に係る翌年度分（1年間）の固定資産税額（120㎡相当分まで）の1/2を減額するものです。（工事費50万円以下は対象外）

（適用期限：令和4年3月31日）

【担当】 税務課（資産税係・家屋担当） 電話 0562(92)1118

この固定資産税額の減額措置は、**耐震改修が完了した日から3か月以内に**、都市計画課が証明する「固定資産税減額証明書」を、**税務課に提出する必要があります。**

また、**地震保険における耐震診断割引の適用を受ける場合は、これらの証明証の写しが必要で、必ずコピーを取っておいてください。**

問合せ先：都市計画課

電話 0562(92)1114